

**野菜・花き・果樹・きのこの等の栽培を
始めたい、規模拡大を図りたい**

農業・林産物生産者や生産者の組織する団体（任意組織、法人、JA等）が園芸作物・特用林産物等の新規栽培や規模拡大を行う場合、支援しています。

○園芸特産重点強化整備事業（市町村振興総合補助金）（園芸推進課）

事業実施主体	内 容	補助率
<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業協同組合 ・ 全農宮城県本部 ・ 農業法人 ・ 特定農業団体 ・ 農協園芸特産関係部会 ・ 任意組合（3戸以上） 	<p>【事業対象品目】 「みやぎ園芸特産振興戦略プラン」に掲げる重点振興品目</p> <p>【事業内容】 生産の低コスト化及び高付加価値化並びに契約取引の推進等により、産地の構造改革を実施し、園芸特産物の生産・出荷拡大を図るために必要な施設・機械等の整備</p> <p>【補助対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 栽培用施設・附帯設備、育苗施設・機械 ② 省エネルギー化機械・装置 ③ 低コスト化機械・装置 ④ 高品質安定生産機械・装置 ⑤ 農産物被害防止機械・装置 ⑥ 選別・調整、加工用機械・装置 ⑦ その他園芸振興において特に必要な機械 ⑧ 産地強化の体制整備及び販売促進に向けた取組に必要な経費 (ただし、①～⑦と併せて実施するものに限る) 	<p>補助対象事業費の1/3以内 (補助金が500千円以上の事業が対象)</p>

○みやぎの施設園芸ネクストステージ事業（園芸推進課）

（１）園芸DXハウス整備型

事業実施主体	内 容	補助率
<p>県内に本店を有する農業法人（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、農事組合法人）</p>	<p>【事業内容】 効率的で生産性が高く、売上額や収益向上が期待できる園芸DX技術を有する施設の整備</p> <p>【主な事業要件】 ・ 下記園芸DX技術のうち、①を必須とし、かつ②～⑩のいずれか1つ以上の技術を有する施設及び機械等の整備または取得 ・ 事業対象となる事業投資額（総事業費）が概ね3,000万円以上であること。</p> <p>【計画採択要件等】 ・ 以下のいずれかを満たす計画を作成し、計画実施後、目標年次（最長3年後）までにそのことを満たすこと。 ①年間売上額が補助額の50%以上（千円未満切り捨て）増加 ②単位面積当たりの収量が10%以上向上 ③本事業で整備する施設及び機械等が関連する工程の作業時間が20%以上削減</p>	<p>補助対象経費の1/2以内 補助金上限額25,000千円</p>

（２）園芸DX機器整備型

事業実施主体	内 容	補助率
<p>県内に本店を有する農業法人（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、農事組合法人）</p>	<p>【事業内容】 効率的で生産性が高く、売上額や収益向上、作業時間や生産コスト縮減が期待できる園芸DX技術を有する機械等の取得</p> <p>【主な事業要件】 ・ 下記園芸DX技術のうち、①～⑩のいずれか1つ以上の技術を有する機械等の取得 ・ 事業対象となる事業投資額（総事業費）が概ね200万円以上であること。</p> <p>【計画採択要件等】 ・ 上記（園芸DXハウス整備型）に同じ</p>	<p>補助対象経費の1/2以内 補助金上限額10,000千円</p>

【園芸DX技術】

- ① 高度環境制御（遠隔操作可能なものに限る）
- ② ロボット防除
- ③ ロボット収穫
- ④ AGV（無人搬送車）
- ⑤ AIによるスマート選果
- ⑥ 多点計測センサー
- ⑦ 培地重量センサー
- ⑧ CO₂濃度施用
- ⑨ 日射比例灌水
- ⑩ その他、園芸DXに資する技術

○大規模園芸経営体育成事業（園芸推進課）

事業実施主体	内 容	補助率
<p>宮城県内で園芸生産を行っており、売上高の増大を目指す農業法人等であり、大規模園芸経営体育成事業実施計画を作成し、知事の認定を受けたもの。</p> <p>* 農業法人等とは、会社法で定められた株式会社・有限会社・合名会社・合資会社・合同会社、農業協同組合法で定められた農事組合法人及び認定農業者を指す。</p>	<p>【事業実施計画の要件】</p> <p>①事業導入年の過去3か年の年間販売金額（売上高）が1億円未満であること。</p> <p>②事業導入後、目標年次（3期後）の年間販売金額（売上高）が3千万円増加しかつ1億円を上回ることが見込まれること</p> <p>③雇用者が1名以上増加すること。</p> <p>④事業対象品目は、みやぎ園芸特産振興戦略プラン（令和3年3月策定）に掲げる重点振興品目（県戦略品目及び地域戦略品目）とする。</p> <p>※ 事業要件は、要綱改訂等により変更になる場合がある。</p> <p>【補助対象事業の内容】</p> <p>①補助対象経費：知事の認定を受けた大規模園芸経営体事業実施計画の達成に必要な先進的技術を有する機械や施設等の取得又は整備に要する経費。</p> <p>②採択予定件数：2件程度</p>	<p>補助対象経費の1/2以内、補助金限度額60,000千円</p>

○山の幸振興総合対策事業（市町村振興総合補助金）（林業振興課）

事業実施主体	内 容	補助率
<p>・市町村が適当と認める団体</p>	<p>【事業内容】</p> <p>きのこ等特用林産物の生産販売に必要な施設機械等の整備や新規商品開発及び講習会など技術の習得</p> <p>【補助対象】</p> <p>①基盤整備（栽培地・作業道）</p> <p>②生産・加工流通施設整備</p> <p>③新規加工品開発</p> <p>④パッケージデザイン開発</p> <p>⑤新商品の生産（原材料費を除く）</p> <p>⑥技術の習得</p> <p>⑦GAP 認証の取得</p>	<p>補助対象事業費の1/3以内</p>

○ 林業・木材産業循環成長対策交付金（林業振興課）

事業実施主体	内 容	補助率
<p>中核森林組合、林業者等の組織する団体、地域材を利用する法人 等</p>	<p>【事業内容】 特用林産物の生産基盤の強化や作業の効率化等特用林産物の活用体制の整備を行う。</p> <p>【補助対象】 特用林産振興施設等の整備</p> <p>【主な事業要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1事業費はおおむね 300 万円以上であること。 ・ 受益範囲において、当該特用林産物の生産量もしくは生産性、生産コストの目標が原則として都道府県の目標値以上であること。 ・ 5年以上の期間、地域の木材を年間概ね 100 m³（竹材は概ね 30t）以上利用する木材安定取引協定を締結すること。 	<p>補助対象事業費の 1/2 以内</p>

○はたけまるごと活用産地形成事業（園芸推進課）

事業実施主体	内 容	補助率
<p>・生産者、流通業者、実需者、関係機関で構成されるグループ</p> <p>・上記グループの構成組織（※）</p> <p>※農業法人、3戸以上の農家で組織される組織、農業協同組合、全国農業協同組合連合会宮城県本部、実需者、流通業者（みなし大企業を除く）</p>	<p>【事業内容】</p> <p>地域農業を牽引する生産者、流通業者、実需者、関係機関等で構成されるグループが、規格外品の利活用、廃棄ロス削減及び流通の効率化等により、収穫物を最大限に活用して収益性の高い露地園芸産地を形成するための施設、機械の整備・導入の支援。</p> <p>○体制整備費：「はたけまるごと活用産地形成計画」に基づき、グループの各構成機関等が施設、機械を整備・導入する導入経費</p> <p>【主な事業要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループ及びその構成機関が取り組む、最長2か年分の「はたけまるごと活用産地形成計画」の認定（※）を受ける 	<p>○体制整備費：補助対象事業費の 1/2 以内（補助上限額 30,000 千円以内）</p>

	<p>こと。</p> <p>※計画認定要件</p> <ul style="list-style-type: none">・計画実施後、目標年次（最長 3 年後）までに生産量及び販売額が基準年度比 110%以上かつ 1, 000 万円以上増加すること。・事業期間内の総事業費が概ね 1, 000 万円以上であること。・目標年度における農業生産の収益（販売金額から人件費や機械代を含む経費を差し引いたもの。但し、交付金等、販売以外で得られる収入は含まない）が、①基準年度と比較して 110%以上であり、かつ、②10a あたり概ね 30, 000 円を超える計画であること。ただし、基準年度において、既にも上記②を達成している場合は、①のみ達成する計画であること。	
--	---	--

○強い農業づくり総合支援交付金〔産地基幹施設等支援タイプ〕

(園芸推進課)

事業目的	内容	補助率
産地競争力の強化	<p>消費者・実需者のニーズに対応した安定供給体制の構築及び生産・流通コストの低減を図るための生産技術高度化施設、集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設等の整備（野菜・果樹・花き）</p> <p>※ 総事業費が50,000千円以上のもの。 ※ メニューごとに定められた要件を満たすこと。</p>	補助対象事業費の1/2以内

※ なお、強い農業づくり総合支援交付金〔産地基幹施設等支援タイプ〕は、水稻・麦・大豆等の土地利用型作物や畜産物の生産・加工に関する施設整備等の対策を含めた、国の交付金です。

※ 市町村を通じた事業実施が基本となります。

○産地発展促進事業（園芸推進課）

事業実施主体	内容
宮城県内の農業協同組合、農業協同組合連合会、集落営農組織及びその他の営農集団 (事業内容の③のみ農業法人も対象)	<p>みやぎ園芸特産振興戦略プランで定める県戦略品目等（園芸品目に限る）の産地発展のために必要な機械・施設の整備や体制整備の取組、面積拡大等に必要な種苗導入等に要する経費を補助するもの。</p> <p>①整備事業 装置、機械及び施設等の導入経費 補助率：1/2以内 補助上限：8,000千円</p> <p>②推進事業 ①と併せて実施する体制整備及び販売促進に向けた取組等の経費 補助率：定額 補助上限：500千円</p> <p>③種苗費支援事業（令和6年度限り） 補助率：1/2以内 ※園芸品目の面積拡大等に必要な種苗の導入が対象。 ※いちごの場合、多収性品種「にこにこベリー」への品種転換に必要な親株苗の導入も対象。</p>

○水田活用による園芸作物拡大・定着促進事業（みやぎ米推進課）

（１）作付転換補助

事業実施主体 取組主体	内 容
【事業実施主体】 地域農業再生協議会 又は市町村 【取組主体】 農業者、農業法人、集 落営農組織等	【事業内容】 主食用米から園芸作物への転換拡大に取り組む農業者 等を対象に、転換拡大した面積に応じて補助。 【対象作物】 水田に基幹作として作付され、出荷・販売される園芸 作物 【補助額】 5,000 円以内／10a

（２）排水対策機械等導入経費補助

事業実施主体	内 容	補助率
【事業実施主体】 地域農業再生協議会 又は市町村 【取組主体】 農業者、農業法人、 集落営農組織等	【事業内容】 主食用米から園芸作物への転換面積が 一定規模以上の農業者等を対象に、排水 対策に必要な作業機械等の導入経費の一 部を補助。 【補助対象】 排水対策に必要な作業機械等の導入経 費	補助対象経費の 1 / 2 以内 補助金上限額 1, 000 千円

◎関連する融資制度

日本政策金融公庫資金（スーパーL資金、経営体育成強化資金）

（詳しくは「9 資金」をご覧ください。）

お問い合わせ先・相談窓口			
・宮城県農政部	園芸推進課	調整班	e-mail:engei-chosei@pref.miyagi.lg.jp 電話：022-211-2224
		園芸振興班	e-mail:engei-shinko@pref.miyagi.lg.jp 電話：022-211-2843
		先進的園芸推進班	e-mail:engei-senshin@pref.miyagi.lg.jp 電話：022-211-2723
		流通ビジネス班	e-mail:engei-ryutsu@pref.miyagi.lg.jp 電話：022-211-2337
		みやぎ米推進課 水田農業班	e-mail:miyamai-su@pref.miyagi.lg.jp 電話：022-211-2842
・宮城県水産林政部	林業振興課	企画推進班	e-mail: rinsins@pref.miyagi.lg.jp 電話：022-211-2911
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目 8-1 宮城県庁 10、12 階			
・各地方振興事務所(地域事務所) 農業振興部（「11 相談窓口」を参照）			

